

会 議 録 目 次

令和 6 年第 1 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 6 年 2 月 8 日（木）午前 9 時 0 0 分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	報告第 1 号 損害賠償額の決定について・・・・・・・・	5
日 程 第 4	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（令和 5 年度海 田町一般会計補正予算（第 5 号））・・・・・・・・	14
日 程 第 5	第 1 号議案 工事請負契約の締結について（旧海田町役場庁舎解 体工事）・・・・・・・・	16
日 程 第 6	第 2 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて・・・・・・・・	21
	（閉 会）・・・・・・・・	25

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | |
|-----------|---|---------|
| 町 | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 企 画 部 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 | 長 | 丹 羽 勤 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 課 | 長 | 石 田 順 也 |
| 財 政 課 | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 | 長 | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 | 長 | 中 山 え り |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| 建 設 課 | 長 | 早稲田 誠 |
| 建 設 課 主 幹 | | 矢 熊 健 治 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 脇 本 健二郎 |
| 主 査 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事 | 須 崎 亮 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 報 告 第 1 号 損害賠償額の決定について

日 程 第 4 承 認 第 1 号 専決処分をした事件の承認について（令和 5 年度海田町
一般会計補正予算（第 5 号））

日 程 第 5 第 1 号議案 工事請負契約の締結について（旧海田町役場庁舎解体工
事）

日 程 第 6 第 2 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 1 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。この際、1 月 1 日に発生した能登半島地震により犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。皆さんどうぞ御起立ください。黙祷。

（黙祷）

○議長（桑原） 黙祷を終わります。御着席ください。

さて、令和 6 年に入り最初の本会議でございます。皆さん御存じのように、1 月 1 日に発生した能登半島地震は、人的にも物的にも甚大な被害をもたらし、まだその全容が見えておりませんが、被災された方に心からお見舞いを申し上げます。今回の災害では、交通の断絶による地域の孤立、物資の輸送、2 次避難所への移行の体制、子どもたちの集団避難、ボランティア活動の制限など、改めて、様々な問題・課題が浮き彫りになりました。また、正月ということもあり、行政職員や消防団員など多くの方が家族等の団らんを楽しんだり、県外へ帰省したり、1 年で最も組織体制が取りにくい日だったかもしれません。今後、私たちの町にも、数十年のうちに発生すると予想される南海トラフ地震の備えはどうか、私たちは、対岸の火事と捉えてはいないかと憂慮しているところでございます。次に、もう一つ、私が心に残ったことがございます。先般開催されまし

た令和5年度こども議会でございます。こども議員の質疑、立ち振る舞いに圧倒されるとともに、我々選挙で選ばれた議員が、児童生徒の手本になっているだろうか、また、まっすぐ海田のことを考えた児童生徒の質問を聞いていると、私が議員になると決めた初心を改めて思い出し、それができているだろうかと深く考えさせられたところでございます。海田の未来は明るいとしさを覚えるとともに、改めて身を引締めたところでございます。

それでは、この際町長からの発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆様、おはようございます。本日、令和6年第1回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。本臨時会には、報告1件、承認1件、契約認定1件、条例改正1件を御提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議いただきまして、是非とも御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第6に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、玉川議員、6番、小田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、議長より、議員の皆様、執行部の皆様をお願いをいたします。発言される際には、的確で分かりやすく、マスクをされている方は、声が聞き取りやすいようマイクを立ててゆつくりと発言してください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名

乗っていただきますようお願いをいたします。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たって、品位の保持に留意し、住民代表としてふさわしい発言を常に心がけ、簡単明瞭に要領よく、議題の範囲を超えないよう注意して発言をしてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内） 報告第1号、損害賠償額の決定について。車両接触事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） それでは、報告第1号、損害賠償額の決定について御説明いたします。

説明につきましては、資料1で行いますが、議案書は3ページでございます。それでは資料1をお願いいたします。公用車による車両接触事故が2件発生いたしました。まず、第1の令和5年11月11日発生の事故でございます。1の損害賠償の内容ですが、債権者は海田町在住30歳代個人で、損害賠償額は9万7,477円、過失割合は町10割で、専決処分年月日は令和5年12月26日でございます。2、事故の概要について御説明いたします。下に図をお示ししております。令和5年11月11日、三迫一丁目地内において、消防団が消防設備点検のため、消防車両を道路上に駐車していました。点検終了後、当該消防車両を発進するために後進し、切り返して前進する際、後方不注意により、当該消防車両の右後方と、駐車中だった相手方車両の左前方が接触したものでございます。双方とも人的被害はありませんでした。3の歳入・歳出の内訳でございますが、損害賠償額につきましては、全国町村会の保険から同額を歳入しております。2ページをお願いいたします。令和5年8月24日発生の事故でございます。債権者は社会福祉法人メインストリーム、損害賠償額は61万1,979円、過失割合は町10割、専決処分年月日は令和6年1月16日でございます。2の事故概要でございます。令和5年8月24日、稲葉地内において、町民生活課職員が運転する公用車が町道8号線を走行中、後続の軽自動車に進路を譲るため、道路幅が広がったところでハザードランプを点灯して停車し、進路を譲りました。軽自動車が公用車を追い越したのを確認後、ハザードランプを消灯し発進したところ、さらに後ろから追い越していた相手方車両に気づかず、公用車の右前方部と相手方車両の左後方部が接触したものでございます。双方とも人的被害はありません。

ませんでした。3の歳入・歳出の内訳でございます。損害賠償額と公用車の修理代につきましては、同額を保険金で歳入しております。以上2件の事故につきまして、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、説明を受けましたが、まず第1に、資料1の1ページも2ページも曜日が書いてないんですね。11月11日、私調べてみたら、土曜日なんです。それと2ページ目は水曜日、何で調べたかというところ、消防団が、通常は日曜日にそういう地域の点検などを行いますが、なぜ土曜日に行ったのか。これがまず1点。二つ目は、私有地なのか。消防団のほうは私有地でやっているのか。奥に、うちの団地ですから、奥に転回場があるのに、無理してこういうことをやっとする。しかも、第2分団の第2部の車はダブルキャビン、大きい車なんですね。なぜ、こんなことになるのか。ちょっと疑問に思います。それから、もう一つのメインストリームの問題で、これ、エバーグリーン、特養とか、あるいは従来型の個室のそういう三つが重なって、メインストリームという名前を付けておりますが、事故の内容、今、説明を受けましたが、何か理解しにくい。交通量が多いところで、しかも、運転義務の遵守事項。1台通ったから次は来んだろうというような判断。私、聞きたいのは、免許証を持っておるのかどうか。安全運転義務違反に該当するし、交通遵守も違反をしとる。もちろん、相手方に対して何もないから100パーセント損害賠償というのは理解できますが、中身、加害者のほうですね。なぜ、こんなになるのか。しかも額が多い。相手方に46万4,458円、こちら側が14万7,521円、いくら広島県の事務組合で払うといっても、何をしてもいいというような感じを受けるんですが、その点はどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第2の事故の件について私のほうから答弁させていただきます。この、損害賠償額がなぜこのようになるのかというところ、高額になるのかというところでございますが、相手方の車両が福祉車両、送迎用の特殊車両でございましたので、その代車にかかるお金、それから修理にかかるお金が高額になったというものでございます。それから、なぜこのような事故が起こったのかというところは、本当に申し訳ございません。後方の不注意によるもので起こってしまったというところでございます。今後こういうことがないように徹底はしてまいりたいと考えております。申し訳ございません。

それから、すいません、以上でございます。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）消防車両の接触事故のことにつきまして、まず1点目、なぜ土曜日かというふうなところがございますが、その活動は消防団にお任せしているところがございます。土曜日の活動につきましては消防団のほうにお任せしているところがございます。また、私有地なのかというふうな2点目の御質問ですが、こちらのほう、団地のどん詰まりというふうなところで行き止まりのところになっております。そこで切り返しを行ってたというふうな話になります。切り返しの際、後方確認はしておりましたけども、安全確認をした上で、2名ほど、旋回できるというふうなところで判断し、旋回を行った。その際、後方に張り出しているスキップ、ステップですが、ステップのほうがか張り出しておまして、それがオーバーハングして接触したというふうなところを聞いております。なぜ大型車両なのかというふうなところがございますが、その辺の活動範囲のほうには消防団のほうには、できるだけいろんな車を運転していただくというふうなところで、慣れていただくのも加味しまして、その活動範囲のほうはお任せしているところがございます。当然この範囲のところにつきましては、11月に消防団の幹部会議がございましたので、この安全確認を徹底するよう再度注意喚起を行ったところがございます。

○議長（桑原）はい。総務課長。

○総務課長（中村）すいません。第2の事故につきまして、免許を持っていたのかどうかというところの問いが漏れておまして申し訳ございません。免許につきましては、携帯を公用車の使用の前に必ず確認しておりますので、必ず携帯しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず、なぜ土曜日に整備点検をしたのか。通常は、働きながら消防団は、そういう点検や整備をするのが常識であるし、条件もいいわけですが、なぜ土曜日だったのか。その理由を、説明を求めたい。両件にわたって、免許証、持っとるんですかね。そこは点検しとるん。なぜ、私がそう言うかということ、安全の運転義務違反、これが大きな問題になってくる。しかも、交通遵守を守ってない。どうしても車が動くんですから、動きよるのに、後ろからぶつけたいう格好になっとるんですね、今のメインストリートの車については。図面でいうと、人の車の後に加害者がぶつくとる。こういう図面になっとるが、動くものですから、なぜ確認がでんのか。こういうことを許すと、職

員全体について、これまでも何回も言いましたけれども、職員の教育徹底がなされてない。しかも、その職員について、懲罰に値するというふうに私、考えるんですね。勧告とかあるいは嚴重注意とかいうのが当てはまるんですが、これはどうなっとるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。第2の事故に関してでございます。免許につきましては、運転前に必ず携帯を確認して、携帯している場合でないと運転させませんので、それは、必ず携帯しております。それから、なぜこのような後ろから追突するようなことになったのかというところは、不注意でございます。本当に何の申し開きもできません。本当に不注意がありまして、こういうことがあってはならないので、これからも交通安全の講習等で、必ず運転をするときには十分に注意を払うように、また公用車であること、公務員であること自覚を持って、特に注意して運転をするように、そのように徹底してまいりたいと考えております。それから懲罰につきましては、一定のルールの中で、不注意はありましたけれども、懲罰をするところまでは他の事例等からしないという判断にしております。所属のほうからの注意といいますか、口頭による注意というのは行っております。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）1点目の事故の件でございます。なぜ土曜日なのかというようなところで御質問いただいておりますが、あくまでもこちらのほうから団員の活動につきましては、団員が都合のいいときに、無理がない、そういった活動をしていただきたいというようなところは常日頃から言っております。この今の活動につきましても、この日が、人が集まって点検しやすいというふうな形で実施されたと思っております。この活動、車両の点検につきましてもそのような形で指導しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、ほかにございますか。大江議員。

○8番（大江）資料1のほうは、11月11日に事故が発生して、専決処分が12月26日で、僅か1か月ちょっとです。資料2のほうは、8月24日に発生して、専決処分が6年の1月16日、約5か月かかってます。で、この事故の期間を考えると、この専決処分、8月24日の専決処分というのは、遅過ぎるのではないですか。5か月かかっていることは、もう既に8月24日に発生していれば、12月議会で、この件は報告できたの

ではないかと思うのですが、これだけの期間がかかったのはどうしてでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。相手方の車両が特殊車両であったということで、相手方さんにお伺いしておるのは、なかなか代車が見つからなかったということで、なかなか修繕に出せなかったということを伺っております。それでこのような時間がかかったものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございますか。玉川議員。

○5番（玉川）公用車を運転する場合、安全確認を必ずされると思うんですけども、ドライバー1人の目ではなかなか確認が十分ではないということが分かっているかと思っています。多分、最初の消防団の事故については、何名か乗ってらっしゃったというようなことだったと思うんですけども、二つ目のほうも同乗者がいたのでしょうか。というのが一つ。なるべく、単独での運行っていうのは、このような確認漏れがあるかもしれないということで、確実に2名以上で乗車することを基準とされるべきかなというふうに思います。その上で、必ず、助手席に乗っている者、また同乗している者にも確認の義務を負わせることが必要ではないでしょうか。消防団のほうは、切り返しをする、バックだったというところで、本来ならば、降りて、同乗者が降りて確認すべきところだったと思うんですけども、それがきっちりなされていたのかどうか。もし、なされてなかったとしたら、厳重に今後指導していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）消防団のほうなんですけども、同乗しているものがありました。先ほども少し触れましたけど、2名ほど、後方確認を行ってました。で、行って、前進しようとするときに、これはもう回って切り返しができるというような判断で、後方確認を行った後に車に乗り込みました。乗り込んだ後、オーバーハングというふうな形で、少し後ろ側の張り出してるステップの部分がひっかかったということで、降りて安全確認は行ったんですが、その後、前進する際にも注意しておけばよかったというふうなところで、注意喚起のほうは行ったところでございます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第2の事故についてでございます。同乗者につきましてはありませんでした。で、必ず同乗者を伴って運転するようにするというのは、業務の都合上でなか

なか難しゅうございます。単独で運転する場合もでございます。しかしながら、同乗者がおる場合には議員御指摘のように同乗者が必ず確認するように徹底してまいりたいと思います。

○議長（桑原）防災課長。この確認、同乗者がいたにもかかわらず確認ができてなかったということについては、責任をとらすことはできないですかっていう話を聞いたと思うんですが、その答弁はどうですか。同乗者がいたんでしょ。総務部長。

○総務部長（丹羽）確かに、後方、後進する、バックする場合について、必ず、同乗者があるときに降りて後方を確認する。これは徹底をしておるところでございます。それは公用車も、消防団も同じでございます。ただ、大変申し訳ないんですが、この件につきましては、後進の確認が終わった後に、前進する段階になって、前進は大丈夫だろうという安易な気持ちで同乗されて、事故に至ったものでございます。当然に消防団についても、そういったことは十分に交通安全義務違反であるので、そこら辺は周知徹底をしておるところでございます。大変申し訳ない、どちらの事故につきましても、安全教育と指導の徹底というところできてないところでございますので、そこら辺は今後も十分に徹底をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）罰を与えることは私は言っているわけではなくて、今後の指導の在り方なんですけども、先ほど言われたように、バックするときに確認するのは当然、通常、バックして出きって、安全なところまで行ってから乗り込むべきところですよ。そういうような指導がなされてないと、今の答弁を聞いても思います。ですので、その辺りをしっかり、どうするべきかというのが分かってらっしゃらないのかもしれないので、その辺勉強されて、しっかり御指導いただきたいと思います。で、例えば基本、単身では危ないということを、もうちょっと、単独運転ですね、単独では運転するのは危ないという意識をしっかりと持っていただくために、なるべく2人で同乗する、1人で運転する場合には、かなり注意するっていうことを徹底していただきたいと思います。その辺をお願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まさに議員おっしゃられるとおり、今起きたこの事象、後進が安全、だから前進も安全、そういった固定概念があったものと思います。そこら辺は、我々も消防団のほうも徹底して指導また教育を行ってまいりたいと考えております。申し訳ご

ざいませんでした。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）まず2点ほどお聞きいたします。1点目は、第2の事故。これ、ハザードランプを消した後に発進しようとして、事故ったというふうに報告を受けましたけども、その状態であれば、当然これ、10割になる可能性が少ないんじゃないかな。その10割になった理由。当然、この追い越ししようとする車にも安全運転を遵守する義務がありますから、車が発進するかもしれない状況で、追い越しをしなきゃならないのに、これ10割になった理由がちょっと理解できないんで、その10割になった理由を明確にお願いしたいと思います。それからもう1点。処罰の問題、先ほど佐中議員が聞かれたと思うんですけども、厳重注意、昔はこれ始末書だったんですが、変な話、私も何枚か書いたことがあります。始末書ぐらいは最低限必要と思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。まず第2の事故のなぜ10割なのかというところなんです、ハザードランプを消灯し、本来であれば、右側に出る方向指示をしなければならぬところ、それを失念して漏れておりましたので、そこで追突扱いということになりまして、10割になってしまいました。それから、始末書の件でございますが、現在は事故報告書の中に、今後の改善策というところを書かせるようにしております。個々の事故の状況によりまして、そういったところは別途書かせるのかどうかというところは、また個々の事故ごとで対応してまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、始末書の件ですが、昔もそういうふうな格好で改善策考えながら書かされてました。これ、僕だけじゃなくて、それ以外にも結構、始末書を書いてある人間がおったと思います。その座ってる方にも書かれた方がおられるんじゃないかと思えますけれども、やはり職員に意識を持ってもらう以上、最低限そのぐらいのことが必要じゃないんでしょうか。それについては、もう少し検討する余地があると思います。再発防止、単純に再発防止じゃなしに、口で言っても、実際自分自身がこういうことがあるんだということを、一つは、ある意味、罰を与えることがいいんかどうかという問題もありますけども、やっぱりそれだけの最低限のことだろうと思います。今後気をつけろという意識をしっかりとさせるためにも、そこまで必要じゃないかな。僕もそれ1回書

いたきり、それ以後書いたことはないですけども、そういうふうなことは検討する必要があると思います。それから、今おっしゃったこと、それから事故の 10 割の問題、これ、免許取られたときに皆さん御存じだと思いますけども、車両を抜くときのコースがありますよね、路上駐車してる車を。それはなぜ、あそこでスピードを落としてゆっくり相手を抜かなきゃいけないか。免許を取るときに皆さんそれ全部経験されてると思います。それはなぜかっていうのは、あのとき説明されたと思いますが、隣の車が発進するかもしれない。向こうがゆっくり抜こうとしたんだったら、ある程度理解できますが、普通の車で普通にずっと来られたんであれば、これ 10 割にならんのではないですか。それについていかがでしょうか。向こうの車はゆっくり抜こうとしてぶつけたんですか。それとも、普通のスピードで来たやつ。あそこでしたら多分 20 キロから 30 キロぐらいだろうと思う、そのスピードで走ってあるんであれば、これ追突にならんでしょう。当然、最徐行、確かああいう状態の場合には、免許取るときには最徐行、15 キロ以下で抜くような格好になってると思うんですが、その辺について、その状況はどうだったんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。現場の事故の状況につきましては、警察のほうにも立ち会って確認していただいております、その事故の状況を報告した上で保険会社のほうも、他の事例等から町 10 割というところで決定されたものでございます。徐行につきましては、町が 10 割ということですので、相手方車両は、徐行を適切にされてたものと考えております。始末書の件につきましては、また個々の事例等であるとは思いますが、注意喚起の仕方、始末書を書かせるのがいいかどうかということも含めて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）先ほど来、るる出とるから、よけい言うこともないんですけどもね、総務課長の答弁によると、指導します、こういうことなんだが。まず、その指導する、教育するというのはええけども、そのときに、単に注意するようなことだけじゃなくして、やっぱりね、当然この消防車両のような事故だと、細かいこと言やあ、私もちょっと別のところで指導教育責任者という資格も持っておるんですが、当然、車には内輪差、外輪差、ね、こういうとこの教育というのか指導、だから、こういうところをね、やる必要があるんじゃないか。ちょっと、単に簡単に、おまえ、こういうことじゃ駄目じゃないか、

もっと確認して運転せいや。これぐらいの注意のぐらいで注意した、指導した、ということでは、指導教育にならないと思うんですよ。で、どっかで 30 分か 1 時間ぐらい特別室へ呼んでね、こういう、今言いましたような内輪、外輪、もちろん道交法、そういうこともあって、先ほど来答弁にもありますが、ハザードランプを点けたとか消したとか、ね。それ道交法にも書かれとる、3 秒前とか 30 メートル手前とか、その行為が終わるまでとか、いろいろ書かれとる。そういうところを教育する必要があると思うが、今言いたいのは、ただ単に、指導というか注意とかの喚起だけじゃなくして、そういう、特別時間を割いて教育する。そこはどうなのか、というのが一つ。二つ目はね、これはどうも持ち主が海田町、車、使用者というのがエバーグリーン、で、もう普通に考えると、この車は町の所有でありながら町は仮の、5 分 10 分でも利用する、使うということがほとんどないように私は解するんですがね。そこでせっかくこれ、町が買うてね、貸与というのか貸し与えるわけですから、あっさりもうそこまでね、全額町が負担して車を買って貸し与える。利用価値はこっちにはゼロ。だったらいいんじゃないですか。贈与すれば。そうするとこういう責任がなくなる。要するに所有権の問題なんよね。この辺についてはどのようにお考えか。だから、もうそういうことで、いろんなことで、お年寄り、そういう人の面倒見てもらう。だから車は買うたげますよ。じゃけ全部町が所有権を持たずにね、繰り返しますが、そのまんま贈与すればいいんじゃないか。この辺について、町長、改めてね、どのようにお考えか。やっぱり持つときたいのか。そうすると、こういう責任がずっとついて回る。そこらのところがちょっと私は理解できません。要するに、こういうことが何回も起きるわけよ。極端に言えば、車持たんにやええわけよ、一番ええのがね。そこら辺のことを含めてね、どうか。大事げに持つておく必要があるのか、何か法的なことがあるのかどうか。以上、3 点ほどになりましたがね、そいじゃけ、その辺について聞きたい。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。まず 1 点目の特別の教育をすべきではないかというところですが、事故を起こした職員 1 人を呼んでというのは難しゅうございますが、議員御指摘のように、注意喚起だけでなく、交通法規についてよく取り違えそうなところを押さえるとか、そういったようなところで交通安全講習に取り入れてまいりたいと思います。それから、2 点目 3 点目の福祉車両の件なんですけれども、これは、当町がお貸ししたりしているものではございませんで、相手方様の所有されてる車両でございます。

○議長（桑原）よろしいですか。前田議員。

○14番（前田）ちょっと私の理解が悪いんか分かんが、ちょっともうちょっとそれじゃ、この2番目の事故についてね、2番目じゃないよ、最初の分だ。ちょっと、経緯が分かん。やっぱり2番目だ。エバーグリーンが97万円か。その町の負担が、エバーグリーンの車を修理するのにこんだけかかったということで、町のどういう車がどうなったんか、今言う、止まっとって、発進しようというたら、次から、後ろから2台目がびゅっと、先ほど宗像議員の質疑じゃないけども、相当のスピードを出してきたために、そういう事故の回避がでんかった。5キロか10キロのスピードで来れば、当然回避ができた。ちょっとこの経緯をね、もうちょっと説明し直してください。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。第2の事故の経緯でございますが、まず、当町の公用車、これがマツダスクラムという軽自動車でございます。これが、後ろに当町の車ではない軽自動車がついてきておりましたので、これに進路を譲るために、道路幅が広がった歯科医院の前に公用車を停車して、一旦、その軽自動車に追い越していただいた、進路を譲りました。で、進路を譲って、じゃあ、譲ったので、公用車も発進していいだろうということで、発進をしていたところが、更にもう1台が、メインストリーム様の福祉車両が更に後続で追い越して来ていたのを見落とした。で、見落としたことでもって、追い越しをかけていた福祉車両の後部に、町のマツダスクラムの前が当たったというものでございます。

○議長（桑原）分かりますか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。報告第1号については、これをもって終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、承認第1号、専決処分をした事件の承認について。令和5年度海田町一般会計補正予算第5号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。令和5年度海田町一般会計補正予算第5号につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金に関する

経費の増額の予算措置を行ったものでございますが、特に緊急を要するため、1月22日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書4ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分をした事件の承認でございます。地方自治法の規定により、専決処分したものを報告し町議会の承認を求めるものでございます。5ページ目は専決処分書、6ページから9ページにかけては、専決処分した一般会計補正予算第5号についてでございます。また、関係資料として、資料2、補正予算説明書と資料3、事業概要資料を併せて提出しております。この度の補正予算は、給付金1事業のみですので、資料3により、補正予算概要を説明いたします。資料3、低所得者支援及び定額減税補足給付金の概要をお願いいたします。まず1、要旨については、国において、令和6年度の定額減税に係る税制改正と併せて低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施する方針が決定されました。このうち、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の給付及び低所得者の子育て世帯への加算給付、こども加算については、令和6年以降、可能な限り速やかに支給を行うことを目指すとの方針が示されるとともに当該給付に対応するための予備費の使用が令和5年12月22日に閣議決定されたことを受け、当該給付を実施するものでございます。2、給付対象及び給付額については、①の令和5年度住民税非課税世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童に対しては、1人当たり5万円。②令和5年度住民税均等割のみの課税世帯に対しては、1世帯当たり10万円。③令和5年度住民税均等割のみの課税世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童に対しては、1人当たり5万円を給付いたします。3、給付開始予定時期については、上記①の給付は、令和6年2月下旬、上記②及び③の給付は、令和6年3月下旬を予定しております。4、補正予算額については、可能な限り速やかに支給を行うことを目指すとの国の方針を受け、給付金対策班を立ち上げて準備を進めておりましたが、2月中の給付開始を可能とするためには1月中にいち早くシステム改修等の契約手続を進める必要があったことから、令和6年1月22日付けで補正予算の専決処分をさせていただきました。歳入は全額、国の交付金、歳出は給付金及び事務費を合わせて8,371万円で事業費の一部に繰越明許費を設定いたします。続いて、裏面をお願いいたします。5、参考として内閣府資料の給付金の全体イメージ図を掲載しております。段階的な給付の実施等、複雑な制度となって

おり、少し分かりづらい点もございますが、全体像の概要について御説明させていただきます。まず、図左下の緑色の線で囲った（１）の部分、住民税非課税世帯に対する７万円の追加給付については、令和５年１２月補正予算で議決をいただき既に給付を始めております。なお、この世帯に対しては、右側の黒線で囲った部分でございますが、令和５年の５月臨時会で議決で、３万円の先行給付をしており、合わせて１０万円の給付となっております。続いて、図左上の赤線で囲った（２）の部分がこの度の補正予算の範囲でございます。また、図に追加してる①、②、③の番号が、１ページ目で御説明した給付対象者に該当している部分でございます。①の部分が、既に合計で１０万円の給付対象となっている住民税非課税世帯において同一の世帯となっている１８歳以下の児童に対しても１人当たり５万円を給付するもの。②、③の部分が、住民税均等割のみの課税世帯に対しても非課税世帯と同様に１世帯当たり１０万円の給付と、また、１８歳以下の児童に対しても同様に１人当たり５万円を給付するものでございます。残る右半分の青色の部分については、令和６年度に入って以降の給付となり、関係予算については、令和５年度３月補正予算での計上を予定しておりますので、その詳細については、また予算提案の際に改めて御説明をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第１号について採決を行います。お諮りいたします。承認第１号についてはこれを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって承認第１号は原案のとおり承認することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第５、第１号議案、工事請負契約の締結について、旧海田町役場庁舎解体工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第１号議案、工事請負契約の締結について。海田町上市地内において施

工する旧海田町役場庁舎解体工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書 10 ページをお願いいたします。第 1 号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は、旧海田町役場庁舎解体工事、工事場所は海田町上市地内、請負金額は 1 億 8,260 万円、受注者は株式会社デモリス、工期は議決の日の翌日から令和 6 年 12 月 27 日まででございます。続きまして、資料 4 の工事入札状況をお願いします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、解体工事業業者登録のある町内業者を含む 13 者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低の価格で入札した株式会社デモリスを落札者と決定いたしました。なお、辞退者の辞退理由は、技術者の確保が困難なためなどによるものでございました。続きまして、工事内容について担当部署より御説明いたします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（石田）それでは、資料 5、令和 5 年度工事等箇所図をお願いいたします。工事概要としましては、旧海田町役場庁舎と附属施設、外構等を解体し、整地を行うものでございます。資料としては、中段に概要図、下段に位置図を示しており、概要図の赤い点線で囲まれた部分が工事範囲となります。裏面に移りまして、上段に解体建物の立面図、下段に工事スケジュールを示しております。準備工、住民説明会、仮設工を経まして、解体工については、令和 6 年 4 月中旬から令和 6 年 10 月下旬までを予定しております。その後、整地等を行い、12 月 27 日までに完了する見込みとしております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。大江議員。

○8 番（大江）これ、資料 4 の入札状況なんですけども、この度入札した業者はほかの業者と比べて約 1 億以上の差異があるんですけども、これは、同じ条件での入札なんですか。どの部分で、これだけの 1 億の差が出てるのか、そこをちょっと知りたいんですけども。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、1 点目については、当然ながら同じ条件でございます。次に、2 点目につきましては、今回の受注者につきましては、近隣で本町発注の旧海田公民館

解体工事を受注しておりまして、受注意欲を持たれており、また、これを踏まえて現場経費等を圧縮できるものと判断されて、他社よりもより低い価格で入札に応じられたのではないかと推測しております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）でも、これだけの差異があると、ちょっと安全面でどうなのかなって心配がありますが、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。安全面について問題がないかどうかという御質問でございますけれども、業者、今回の落札者のほうから提出された内訳書、工事の内訳書を確認したところ、確かに現場経費が若干安目に制定されていたという事情がございますけれども、工事の安全に関わる共通仮設であったり本体の解体の費用については一定の割合でしっかり見込まれておりましたので、工事上安全は確保され工事も完工できるというふうに判断しております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中ですが、同じような質疑をしたいと思っておったんですが、先に言われたんで、これを見るとね、2番目も1億違う。それで、もう1個は2倍の格差がある。なんか、更地にするのに、費用はようけかかるというのは、1階あって地下があるから単価が高いというのは承知しておるんですが、なぜこんな差が出てくるのか。ちょっと、不思議に思ってるんですよ。業者が最低の予算で最高の成果を上げるというのは基本なんですけれども、こんな差があるような予算説明、あるいは入札状況、ちょっと不思議に思うんですよ。説明ができれば、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。先ほどの答弁の繰返しになるかもしれませんが、こちらのほうで業者さんのほうから提出された内訳書を確認すると、やはり現場経費、現場経費といいますが、儲けの部分が若干少ない状況となっておりました。これは、先ほど財政課長のほうからも説明させていただいたとおり、近隣で同種の工事を実施しているということがございまして、そちらのほうとの兼ね合いで経費が削減できるというふうに判断をされて、このような他社よりも低い価格で入札されたのではないかと推測をしているところです。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）入札に参加したのは4者、してないのは9者、辞退の内容、これが分かれば説明を願いたいと思うんですが、勝手に辞退したと言われればそうかもしれませんが、ちょっと、これだけ指名をしながら、辞退をするということが、常識的に見て、ちょっとおかしいなというふうに考えるんですが、その点の思い、感じ、あるいは結果がこうなんですが、その説明を求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）辞退理由につきましては、多くが技術者の確保が困難であるということ。それ以外においては、施工体制が整わないため、それ以外に、手持ち工事が多く工事を受注することが困難であるためといった理由でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）皆さん、ちょっとちゃんと聞いとかな。この解体工事にはね、最低制限価格がないじゃから。何ぼ安う落札しても、これは法的に全然関係ないじゃから。そういうとこをちゃんと説明したげんにゃあ、分からんでしょうが。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）議員御指摘のとおり、解体工事については最低制限価格を設けておりませんで、適正な競争入札、企業努力の結果、安く受注されたものと解しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。これだけの、一番安く入札された方と、高いところで、先ほど委員がおっしゃられた2倍近い差があると思うんですが、これだけの差が出るということは、逆に、予定価格をオーバーして失格になつとるケースが出てくると思うんですが、予定価格内でこれ全部入札が成立したんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）今回の入札結果においては、受注者デモリスさん以外については予定価格をオーバーしている状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、オーバーしたら失格じゃないんですか。そうになったら失格という言葉を入れなきゃいけないんじゃないんですか。違いますか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）宗像議員御指摘のとおり、制度的には予定価格をオーバーしている場

合、失格でございますので、今後、備考欄についてはそのことを明記するように改めます。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9番（下岡）これ、大半がですね、建設業者さんなんですけれども、さっき経費率が違うと、内訳でね、という説明があったんですけれども、デモリスさんというのは、自分のところで直接、職人抱えて解体工事をやるという、いわゆる、建設業者さんの下で普通は仕事をする業者さんと呼んでやった、呼んだところが違うんじゃないかと思うんですけど、その辺は、どういう入札業者の指名をしたのか、ちょっと説明してください。

○議長（桑原）大丈夫か、はい、財政課長。

○財政課長（吉本）すいません。質問、十分に聞き取ることができませんでした。もう一度確認させていただいても大丈夫ですか。

○議長（桑原）再度、下岡議員。

○9番（下岡）私が聞いたのは、ゼネコンとサブコンと両方を呼んだんじゃないかと、そしてほかは、ゼネコンだけでも、このデモリスというのは、サブコンね、建設業者の下で仕事をする、一般に、電気だとか設備だとか工事業者いますよね、専門の、そういう解体業者、解体を主とした業者を呼んで、ほかは総合建設業者、ゼネコンね。だから、経費率が違うんじゃないかということを聞いてるんですよ。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）この度のまず指名業者の選定に当たりましては、まず当然ながら解体工事での免許で本町に登録あるところ、併せて、まずは、町内業者を優先して指名したほか、本店を安芸郡あるいは海田町近隣に有して過去5年間で3,000万以上の解体工事の実績がある業者を条件に選定した結果でありまして、それぞれ、当然、規模は大小ございますが、十分に解体工事の受注能力があるという条件のもと選定させていただいたものでございます。同一の仕様の下、各業者がそれぞれ積算をして適正な競争入札、企業努力の結果、この度の入札結果になったものと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第6、第2号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第2号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

令和6年3月1日から、本籍地以外での戸籍謄本等の発行が可能になるなど、戸籍に関する手続が変更となります。この内容を踏まえ、海田町手数料条例のうち、戸籍事務に関する手数料を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。住民課長。

○住民課長(中山) それでは、第2号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。併せて、資料6、海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要及び資料7、海田町手数料条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料6、条例の概要で御説明いたします。2、改正内容について、一つ目として、戸籍、除籍謄本の広域交付に係る手数料の追加でございます。本籍地が海田町以外にある方も、戸籍、除籍謄本を交付することができるようになるため、これに係る手数料を追加するものでございます。戸籍謄本の交付は1通450円、除籍謄本の交付は1通750円です。現行の戸籍、除籍謄本の交付手数料額と同額です。次に、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の創設でございます。現在、行政手続のために、行政機関へ戸籍謄本等の提出を必要とする場合がありますが、この紙での戸籍謄本等の提出に代えて、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号、パスワードのようなものになりますが、こちらを提出することにより、紙での戸籍謄本等の提出を省略できるようになるため、このパスワードの発行に係る手数料を創設するものとなります。戸籍に係る発行手数料は1件400円、除籍に係る発行手数料は1件700円です。最後に、届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料の追加でございます。戸籍の届書及びその添付書類を画像情報として作成した届書等情報を、証明書として交付及び閲覧ができるようになることから、この交付及び閲覧に係る手数料を追加するものでございます。届書等情報の内容に係る証明書の交付は1通350円、届書等情報の内容を表示したものの閲覧は1届書350円で

す。現行の届出書の記載事項証明書の交付及び閲覧手数料額と同額です。3、施行期日は令和6年3月1日です。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。これ、便利になるんで助かると思うんですが、一つだけ、ちょっとややこしいことで教えていただきたいんですが、今、戸籍、特に相続の関係の中で戸籍を取得するケースの場合、窓口に行って、この方が生まれてから死ぬまでの戸籍を作ってくださいねいうたら、1個ずつ職員がチェックして作ってくれますよね、自分とこにある書類を探しながら。これ、もし、よその市町村の分が来た場合に、そういうケースであれば、本人が原戸籍から1個ずつ取って、また次の取るようなケースになるような手間がかかるような格好になると思うんですが、そうなることに間違いないのかどうか。だから、職員のほうで、よその町村の除籍を全部取ってもらう、生まれてから死ぬまでのを取ってもらうときに、職員が一つずつ見ながら、自分とこに帳票がないですから、できないですね。そういうケースの場合には、だから、あくまで本人が、一番いいのは自分の戸籍のあるところ行けばいいんですが、戸籍のないところで取ろうとすれば、一つずつ取らざるを得なくなってくる可能性が高いというふうに理解していいのかどうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）先ほどの御質問ですが、これまでは、結局、本籍地が様々であった場合に、それぞれの本籍地に出向いて取っていただくようになっていたというのが、一つの役所で全部取れるようになります。これは、例えば、何箇所か本籍地があった場合に、担当の職員が、本籍地の情報を取得しまして、それで一つ一つを確認し、請求者に交付するという形になります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）言い方が悪かったんで申し訳ないです。他の市町村だったら、どうしても取りに行かなきゃいけないことは事実なんですが、そうじゃなくて、一つの場所で、原戸籍、改製原戸籍、それから原戸籍と、最低限三つありますよね。その三つを取ろうとしたときに、町内で新戸籍、編成とか何かすることによって、最低でも三つ四つ作らなきゃいけない、生まれてから死ぬまでっていうのは。自分の町でしたら、職員さんが生まれてから死ぬまで、通数は分からん、各1通って書けば、一つずつ調べて一

遍に出してもらえるんですが、よその町村の、例えば海田町で、熊野にあるから、熊野のやつの分一つずつ、生まれてから死ぬまで出してくださいねってことが難しくなるんじゃないんですか、それは間違いはないですかっていうのをちょっと確認したかったのと、もう1点は、もう1点、今度追加の質問ですけれども、これマイナンバーカードを使うようになると思うんですが、マイナンバーカードを使うことによって、本人と例えば亡くなられた方の関係が出てきませんか。意味分かりますか。本人の除籍なら、簡単に、マイナンバー、本人の確認することができますけれども、例えば、亡くなられた方の相続の場合ですね。マイナンバーいうた場合に、相続人と被相続人との関係が出てこないのに、それでも戸籍は取れるんですか。意味、理解できましたか。もし分かるのであれば御答弁願います。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）まず一つ目の御質問についてですが、これまで職員のサポートが必要だったかという部分につきましても、職員のほうで、こちらでちゃんと対応できますので、そこについては御心配ございません。それから、2点目のマイナンバーカード、マイナンバーを使うというところですが、この広域交付についてはマイナンバーは使用いたしませんので、はい、使用いたしません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）今、説明を受けましたが、私、別表第1、例規集から抜粋してきたんですが、ちょっと分かりづらいところがあって、実際、現状のままでやっとなのが、今、資料6の2の中で、電子に関する問題で、価格は変わってない。だけど、2番目については、今の700円が追加されとる。このように見たらいいのかなどうか、そこら辺がよく分からない。それからもう一つは、海田町以外で、私が、例えば島根に行って居住したと、本籍がこっちにあると。現職のうち移動したら、資格がなくなるんで、終わったときに島根に移動して、電子手続したら、こうなりますという条例案なのかなどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）まず1点目の電子証明書提供識別符号の関係について、ちょっと説明させていただきます。まず、この識別符号についてというところなんですけど、これは、これまで何か手続をする際に、紙媒体での戸籍謄本が必要だったと思うんですが、この、これまでの紙の戸籍謄本に加えて、オンライン上で、マイナポータルなんですけども、

マイナポータル上で行政手続をする際に利用可能なものとして、今調整されているものとなっております。これにつきましては、令和6年の3月1日からこの識別符合というのが可能とはなっているんですが、提出先の行政機関における制度の整備であったり、システム整備が必要となることから、こちらの運用については、早くとも令和6年度末ということで今、国が調整しているところです。内容的には、令和6年度末からパスポートの発給申請がマイナポータル上でできることになる予定ですので、その際に、この方法を使うと、手続される方は、直接、市町村の役場へ行く必要がなくなり、オンライン上で全て手続が完結いたしますので、今ここに上げております700円という手数料も発生いたしません。で、こういった符号を用いた運用方法やマイナポータルを利用した取得方法が、ちょっとまだ国のほうで調整中となっておりますので、ちょっとこれ以上の、申し訳ありません、説明はまずできません。次に、転居された場合っていうとこなんですけども、結局この識別符号については、そういったオンライン上での利用するものになっておりますので、それは令和6年度末になれば、どなたでも御利用できるということになります。以上でございます。

○議長（桑原）はい、ほかにございませんか。大江議員。

○8番（大江）すいません、お尋ねします。この海田町の戸籍謄本を他市町から取り入れる時には、相手方にそのような、要するに機械購入というんですか、装置をしないと取り入れるのができないという、以前、そういう答えがあったような気がするんですけども、戸籍謄本を取り入れる場合ですね。ここではあるんですけど、例えば、私、福岡のほうですけど福岡の里のほうから謄本取り入れよう思うたら、そこの市がそういう装置、そういうその、戸籍謄本を送れるようなことをしているのかどうかと、それがなければ、いくらここそういうことができますよと言っても取り入れられないということを聞いてたんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）今、御質問のありました別の機械がないと取り入れられないということではなくて、この広域交付というのが始まれば、役場に来ていただければ、戸籍のシステムでつながっておりますので、特に別の機械が必要ということとはございません。

○議長（桑原）よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）はい。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり御議決いただきました。ここに厚く御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和6年第1回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆様大変御苦労様でした。

午前10時22分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員